

会計と監査

一般情報

会計法及び年次事業会計法は、ラトヴィアでの簿記と金融報告を律する基本法です。宣誓監査官法は、監査と関連サービスを行う専門活動を律します。

法体制

会計法及び年次事業会計法は、第4回及び7回EU指令に基づいています。ラトヴィアの会計原則は、それぞれの分野における国際標準に近づいています。

会計法

この法律は、会計記録と棚卸に関する基本原則と規則を定めています。

会計法は、ラトヴィア共和国企業登録に登録した全ての企業及び非営利団体に適用され、商取引や所有者の種類によりません。この法律は、ラトヴィア共和国企業登録に登録した恒久的施設（子会社、部門）にも適用され、国家及び地方自治体の予算から融資された研究所や組織、全ての公共機関、組合、限定数の関係者による基金、宗教団体及び労働組合にも適用されます。

年次事業会計法

この法律はラトヴィア共和国企業登録に登録した全ての企業及び非営利団体に適用され、商取引や所有者の種類によりません。法律ではどの企業が年次報告書を用意しなければならないのか、及び、何がこの条件から免除されるのかを定義しています。この法律は、農場、漁業用養殖場や、報告年の始まりからの取引からの年収が200,000 ラツツ（285,000 ユーロ）以下の個人ビジネスには適用されません。加えて、この法律は銀行やクレジット機関、保険会社、個人年金基金、のように議会を通過した特別法により規定されているものには適用されません。

宣誓監査官法

この法律は、会計監査サービスを提供するための資格を有する個人の専門活動に関する法的基盤を設定するものです。この法律では、個々の有資格会計監査官及び会計監査サービスを提供する企業の権利と義務を謳っています。加えて、ラトヴィア宣誓監査官協会の原則と活動についても説明しています。

会計と年次会計報告

会計報告

現行法に従って、企業の会計は、企業の取引と財務結果を明確に提示し、企業の財務状況の真実且つ公正な概要を示さなければなりません。記録は、誰しもが企業の財務状況を明確につかむことが出来るように保たなくてはなりません。また、与えられた期間内に行われた事業取引、及び各取引の開始と継続状況の両方を明確にさせておかなければなりません。

T金額の表示は、ラトヴィア共和国の通貨単位でなくてはならず、会計に使用される言語もラトヴィア語でなくてはなりません。法人の共同経営者が外国の個人または法人（登録企業）の場合で、当事者間で合意の上、会計監査官に受け入れられるのであれば、第二言語を使用することができます。会計記録及び全ての確認用書類は、ラトヴィアに保管されなくてはなりません。台帳に記載される全ての項目は、その項目を正当化し確認できる書類が必要です。正当化する書類は、企業名、企業登録番号、氏名、書類の番号及び日付、取引の記述と正当とする事実、単位（量及び合計）及び取引の実行と示された情報の正確さに責任を有する者の署名、が記載されていなくてはなりません。

内閣は、企業印の必要性などの特別な種類の証拠書類を追加要求する規制を通過させました。年次報告書に含まれる情報とデータは、企業のビジネス上の秘密とはみなされません。会計報告書に含まれるその他の全ての情報は秘密であるとみなされます。企業秘密情報は、会計監査官、税申告を閲覧する税務機関及びその他の国家機関に対して、法律により示された手順に従って開示されます。

報告期間は12ヶ月を網羅している必要があります。通常、会計期間の始まりと終わりは暦年に対応しますが、企業の出資者総会の議事録に示されている場合には、異なる期間とすることもできます。グループを形成している企業は同じ会計期間でなくてはなりません。

報告期間を変更することができる場合もあります。変更は年次報告書に関する備考に正当化され、説明されていなくてはなりません。新しく始めた企業は、初年の会計期間を長くすることも短くすることもできますが、18ヶ月を超えることはできません。既に存在する企業の場合には、報告期間が12ヶ月を超えることはできません。企業がその活動を終了するとき、または報告期間の始まりを変更する場合には、報告期間を12ヶ月よりも短くすることもできます。

報告必要事項

年次報告書は決算報告書と管理報告書から成ります。決算報告書は完結している必要があります、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、持分変動計算書からなり、必要に応じて説明書を添付します。年次報告書は、企業の資産や負債状況及び財務状況、損益及びキャッシュフローの真実且つ公正な閲覧を与えるものでなくてはならず、ラトヴィア語で用意されなくてはなりません。また、ラトヴィア共和国の通貨単位が価値の尺度として用いられていなくてはなりません。

年次報告書は以下の方針に従って作成する必要があります。

- 1) 継続企業の公準— 企業は無期限に事業を継続していくとする。
- 2) 年から年へ同じ評価方法を使用し続ける。
- 3) 健全性の原則をもって品目を評価する。例えば、
 - 年次報告書は、貸借対照表の日付までに発生した利益分のみを反映する。
 - 全ての負債及び損失は、現在及び過去の年においても記載されなくてはなりません。それらが貸借対照表の日付後に見つかったものであっても会計報告前の準備期間であれば記載されなければなりません。
 - 報告年中の全ての財務上の損失及び減価償却は、決算が赤字か黒字かによらず記載されていなければなりません。

4) 報告年中の全ての収入利益及び経費は、支払いの日付や請求書の発行日、受取日に関わらず、記載されなければなりません。経費は報告期間の歳入に見合っていなければなりません。

5) 資産と負債は個別に評価されなくてはなりません。

6) 開始残高は前年の終了残高と一致していなければなりません。

7) 事業取引は、経済内容と物品が考慮されていなくてははいけません、法務形式である必要はありません。

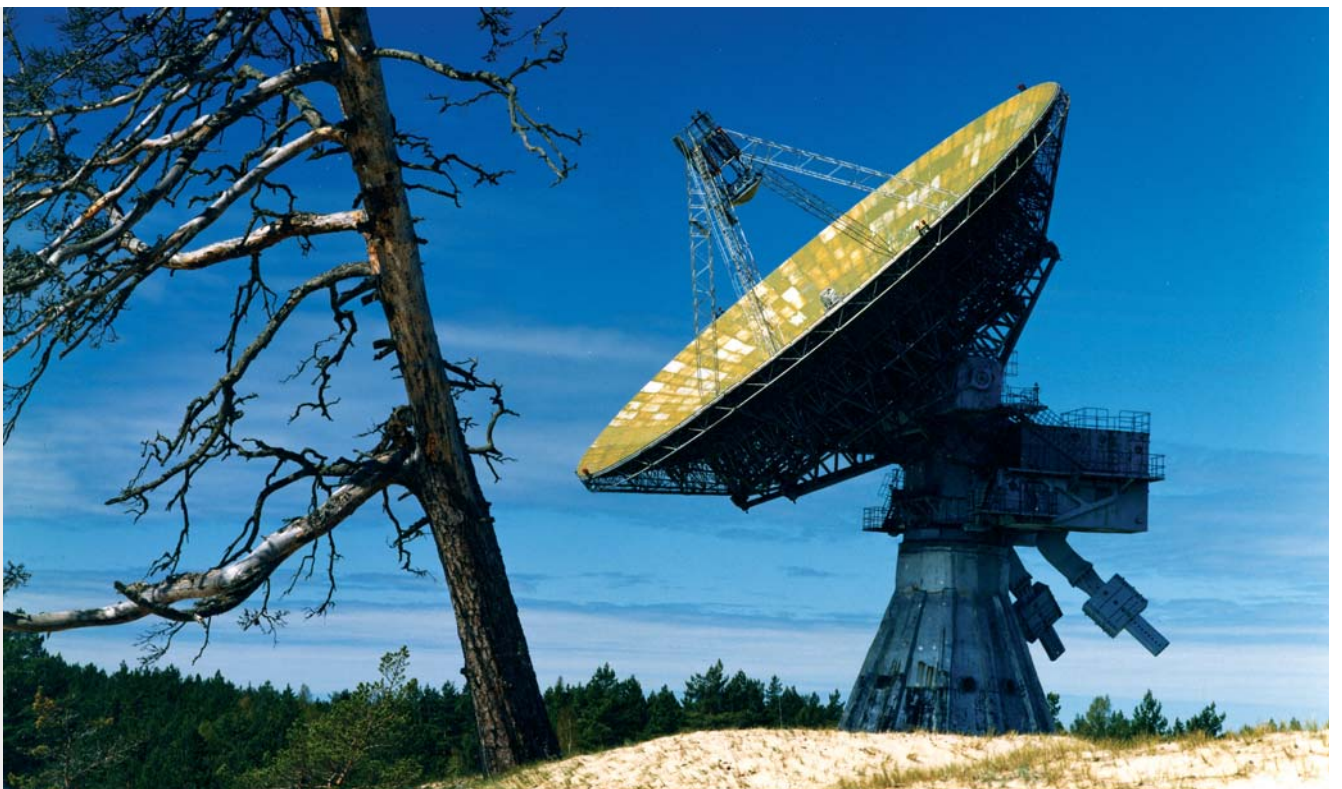
これらの報告条件には例外がありません。いかなる逸脱も文書で説明されなくてはならず、資産、負債、財務状況、及び企業の事業結果を示していなくてはなりません。

連結報告

連結報告は、連結財務諸表法により規定されています。連続した2年間、子会社と親会社の数値が以下に挙げる条件のうち二つを超える場合は、親会社が連結年次報告書を用意しなくてはなりません。

- 総資産：100万ラツツ（140万ユーロ）
- 総売上：240万ラツツ（340万ユーロ）
- 報告年の平均従業員数：250人

連結年次報告書の作成には、グループ内の全ての会社が同じ用に事業取引を反映するように、同じ会計原則に則っていることが要求されます。もし、子会社



に適用した会計原則が異なっている場合には、連結年次会計を作成する際に子会社の記録を調節しなくてはなりません。記録を調節することができない場合には、連結年次報告にその旨を指摘し説明する必要があります。さらに、異なる会計原則を適用した子会社分が連結年次会計に占める比率を明示しなくてはなりません。

決算書の法定監査

企業が以下に挙げる条件のうち二つ以上に当てはまる場合、年次報告は有資格監査官または宣誓監査官企業、出資者により正当に選出された者により会計監査を受けなければなりません。

- 総資産：25万ラツツ（35.6万ユーロ）
- 総売上：50万ラツツ（71.1万ユーロ）
- 報告年の平均従業員数：25人

企業は、年次報告書と監査官報告書（企業が会計監査を受けた場合）の写しを国家歳入局と企業登録局へ届け出なければなりません。届出は、年次報告書が承認後1ヶ月を超えず、報告年の終了時から4ヶ月を超えない期間内に行われなければなりません。以下の条件を超えている場合には、上記の書類の提出から報告期間の終了までの期間は、7ヶ月を超えてはなりません。

- 総資産、100万ラツツ（142万ユーロ）
- 総売上、200万ラツツ（280万ユーロ）
- 報告年の平均従業員数、250人

会計監査法人の発達

現在ラトヴィアでは、ビッグ4と呼ばれる監査法人が他の国際的監査法人に加えて営業しています。ラトヴィアの大きな都市では、およそ30の地元監査法人が設立されています。ビッグ4監査法人は、全世界的な範囲及び品質の会計監査及び専門的サービスを提供します。地元の監査法人は監査、会計及び税務コンサルタントサービスを提供していますが、ビジネスコンサルティングの提供は稀です。地元監査法人のサービスの価格は、国際的な監査法人よりはるかに安価です。

地元監査法人は、従業員数1、2名の小さな事務所から、かなり大きな企業にまで育つ傾向にあります。地元監査法人の従業員は、主に有資格監査官とその助手により構成されています。国際的監査法人は、国際専門家と地元の有資格監査官の両方を雇用しています。

会計ソフトウェア

ラトヴィアでは、数多くの外国製及び国内会計ソフトウェアが使用されています。外国製会計ソフトウェアの多くは、大企業及び中規模企業用に設計されていますが、国内で開発されたソフトウェアは、中小企業向けに設計されています。

会計法では、法による必要事項が損なわれない場合にのみ、コンピューターによる会計が許されています。加えて、データ出力は第三者に理解できるものでなくてはなりません。

